

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開のための具体的な取組について
(5月18日時点) 日光市立小来川小中学校

<基本的な感染症対策の実施>

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行うこと。

1) 感染源を絶つ次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

◎家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認

◎登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

2) 感染経路を絶つことと、手洗いや咳エチケットを徹底する。

3) 抵抗力を高める免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（文部科学省 令和2年3月24日）」からの抜粋

1 学校再開における留意事項

(1) 集団感染のリスクを回避するために、次の3つの対応を実施する。

①換気の悪い密閉空間にしないための換気を徹底する。

②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮をする。

③手洗いを徹底し、近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。

(2) 登校前の検温を徹底するなど、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合には自宅で休養するよう指導する。

(3) 児童生徒の健康管理等については、家庭と連絡を密にする。

(4) 部活動を実施する場合には、感染防止の措置を十分に講じた上で行う。

2 具体的な取組

(1) 集団感染のリスクを回避するために、次の3つの対応を確実に実施する。

①換気の悪い密閉空間にしないための換気を徹底する。

・教室等のこまめな換気を実施する。

・朝の会前、授業中及び休み時間には必ず窓を開けて換気する。

・換気にあたり、2方向の窓を同時に開ける。

・その際、衣服等による温度調節にも配慮する。

②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮をする。

・集会を実施する場合は、密集を回避する。

・集会の際は、密集しないように児童生徒間の距離を十分に保ち、内容を精選し、時間短縮で行う。また、こまめに換気をする。

③手洗いを徹底し、近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。

・ハンカチを携行させ、教職員の指導の下に、手洗いを徹底させる。

・飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクの装着を指導する。

(2) 登校前の検温を徹底するなど、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合には自宅で休養するよう指導する。

①「体温測定表」を毎朝、学級担任に提出させ、児童生徒の健康状態を把握する。

保護者が児童生徒の体温、体調の様子及び部活動の参加について記入する。

・検温を忘れた児童生徒は、学校の体温計を使って検温させる。

②健康観察を行い、風邪症状の有無を確認する。

・発熱、咳、喉の痛み等の風邪の症状がある場合は、自宅に連絡をし早退させる。

・保護者の判断で学校を休ませる場合は、「欠席」扱いとはせず、「出席停止」扱いとする。

(3) 児童生徒の健康管理等については、家庭と連絡を密にする。

①「体温測定表」等を使って緊密に連携を図る。

②児童生徒の状況を的確に把握し、教育相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応する。

- (4) 部活動を実施する場合には、感染防止の措置を十分に講じた上で行う。
- ①一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意する。
 - ②部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。
 - ③体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。
 - ④活動時間や休養日については、「日光市立小来川中学校 部活動の活動方針」に準拠する。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。
 - ⑤部活動の活動時間は、次のとおりとする。
 - ・1学期 17：10完全下校 活動日 月・火・木・金
 - ※この期間中の土・日曜日の部活動は中止する。
 - ⑥中体連主催事業（強化練習会等）や練習試合等については、状況がわかり次第連絡する。
- (5) その他
- ①日課
 - ・約1か月の臨時休業後の学校再開であることから、児童生徒が学校生活に適応するためには、十分な時間が必要であると考え。児童生徒の心と体の健康安全のために、ゆとりをもって対応する。
 - ②学級活動
 - ・保健指導を徹底する。感染症対策のポイントである「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「対抗力を高めること」について、学級活動で指導する。
 - ・人権教育の充実を図る。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じて、偏見や差別について指導する。
 - ③学習指導
 - ・臨時休業に伴い、児童生徒は授業を十分に受けることができなかつたことから、3月～5月の学習内容については、令和2年度の教育課程内での授業で補充する。
 - ・補充を行うに当たり、児童生徒の負担を考慮しながら、過度な家庭学習を課すことがないように留意する。
 - ④学校給食
 - ・給食前は、手洗いを十分に行い、消毒液を使用する。
 - ・会話を控えて、前を向いて食べる。
 - ⑤清掃・教室、廊下等の窓を開けて清掃する。
 - ・密集を避け、無言清掃で取り組ませる。
 - ・清掃後、消毒する時間を設ける。
 - ⑥学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備
 - ・教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に児童生徒が手に触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う。
 - ⑦その他
 - ・本年度の教育活動を年度当初に起案する際は、本取組を踏まえた配慮事項を明記する。
 - ・保護者に対して、本校の取組等について文書及びHP等で周知する。
 - ・教職員は出勤前に検温し、風邪等の症状がある場合は出勤しない。
 - ・上記の対応については、今後の状況により変更する可能性がある。